

令和 6 年

第 3 回市議会定例会 議案第 6 号

函館市建築基準条例の一部改正について

函館市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市建築基準条例の一部を改正する条例

函館市建築基準条例（昭和 3 5 年函館市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 0 条の 1 3 第 1 項各号列記以外の部分中「第 1 8 条第 1 6 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「または第 1 8 条第 2 1 項」を「第 7 条の 4 第 3 項または第 1 8 条第 3 0 項もしくは第 3 4 項」に改め、同条第 4 項各号中「第 1 8 条第 1 6 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」に改める。

第 6 0 条の 1 4 各号列記以外の部分中「第 1 8 条第 1 9 項」を「第 1 8 条第 2 8 項」に改める。

第 6 0 条の 1 5 第 1 号中「第 1 8 条第 2 4 項第 1 号」を「第 1 8 条第 3 8 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 5 3 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の一部改正に伴い規定を整備するため